

別表4 補助対象施設及び配分基準単価（既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業）

1.区分	2.配分基礎単価	3.単位	4.対象経費					
<p>① 既存施設のユニット化改修</p> <table border="1" data-bbox="217 504 1153 694"> <tr> <td data-bbox="217 504 710 598">「個室 → ユニット化」改修</td> <td data-bbox="710 504 940 598">1,410 千円</td> <td data-bbox="940 504 1153 694" rowspan="2">整備床数</td> </tr> <tr> <td data-bbox="217 598 710 694">「多床室 → ユニット化」改修</td> <td data-bbox="710 598 940 694">2,820 千円</td> </tr> </table> <p>ア 特別養護老人ホームのユニット化 イ 介護老人保健施設のユニット化 ウ 介護医療院のユニット化</p>			「個室 → ユニット化」改修	1,410 千円	整備床数	「多床室 → ユニット化」改修	2,820 千円	<p>特別養護老人ホーム等のユニット化等の改修（施設の整備と一体的に整備されるものであって、都道府県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）</p>
「個室 → ユニット化」改修	1,410 千円	整備床数						
「多床室 → ユニット化」改修	2,820 千円							
<p>② 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室(多床室)のプライバシー保護のための改修</p>	865 千円	整備床数	<p>ただし、別の負担金、補助金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>					
<p>④ 介護施設等の看取り環境の整備</p> <table border="1" data-bbox="217 1823 1153 1971"> <tr> <td data-bbox="217 1823 710 1904">特別養護老人ホーム</td> <td data-bbox="710 1823 940 1971" rowspan="2">4,130 千円</td> <td data-bbox="940 1823 1153 1971" rowspan="2">施設数</td> </tr> <tr> <td data-bbox="217 1904 710 1971">介護老人保健施設</td> </tr> </table>			特別養護老人ホーム	4,130 千円	施設数	介護老人保健施設	<p>特別養護老人ホーム等の看取り環境の整備のための改修に必要な経費については同上。設備について</p>	
特別養護老人ホーム	4,130 千円	施設数						
介護老人保健施設								

介護医療院			は、需要費（修繕料）、使用料及び賃貸料又は備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）。
養護老人ホーム			
軽費老人ホーム			
認知症高齢者グループホーム			
小規模多機能型居宅介護事業所			
看護小規模多機能型居宅介護事業所			
介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定入居者生活介護の指定を受けるもの）			

備考 府が所管する施設については事業者への直接補助、これ以外の施設については事業者に対し補助金を交付する市町村への間接補助

注 いずれの事業の介護施設等も、定員規模は問わない

別表5 別表1及び別表4の「2. 配分基礎単価」の加算措置

1. 区分	2. 対象施設の種類の種類	3. 加算額
<p>公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和46年法律第70号)第2条に規定する公害防止対策事業として行う場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム ・ケアハウス ・生活支援ハウス 	<p>0.10 を乗じて得た額</p>
<p>地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和55年法律第63号)第2条に規定する地震対策緊急整備事業計画に基づき実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム 	<p>0.30 を乗じて得た額</p>
<p>地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)第2条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づき実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム 	<p>0.30 を乗じて得た額</p>
<p>南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成25年法律第87号)第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づき実施される事業のうち、同項第4号の規定により政令で定める施設(取壊し費用を含む。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・特別養護老人ホーム ・ケアハウス ・認知症高齢者グループホーム ・認知症対応型デイサービスセンター ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・介護老人保健施設 ・生活支援ハウス ・介護医療院 	<p>0.32 を乗じて得た額</p>